

育児短時間勤務環境整備奨励事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、育児短時間勤務環境整備奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業主が、子が小学校3年生の年度末まで利用できる育児のための短時間勤務制度を就業規則または労働協約等（以下「就業規則等」という。）に規定し、労働者に子が3歳以降に6カ月以上の短時間勤務を利用させた場合に、奨励金を支給することにより、子の就学後も安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）をいう。

(2) 育児短時間勤務

育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置をいう。

(3) 常時雇用する労働者

2か月を超えて雇用されるものであり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者。

(支給制限)

第4条 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人に限る。）に対しては、この奨励金は支給しないものとする。

(支給対象事業主)

第5条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

(1) 県内に本社を有すること。

(2) 常時雇用する労働者の数が100人未満であること。

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ていること。

- (4) 子が小学校3年生の年度末まで利用できる、1日の所定労働時間を原則6時間とする育児短時間勤務制度を就業規則等に規定していること。(小学校4年生以降も利用できる制度でも可)
- (4) 第6条の規定に該当する労働者がいること。

(対象となる労働者)

第6条 奨励事業の対象となる労働者は、令和2年4月1日以降に、次の(1)および(2)に該当する者とする。

- (1) 短時間勤務に係る子が3歳以降に育児短時間勤務を開始し、6か月以上の育児短時間勤務を利用していること。
- (2) 県内の事業所に勤務していること。

(支給額)

第7条 奨励金の支給は、1事業主当たり1回限りとし、その支給額は20万円とする。なお、奨励金の支給は予算の範囲内とする。

(支給の申請)

第8条 奨励金の支給を希望する事業主は、労働者が育児短時間勤務を開始した日から起算して6か月を経過する日の翌日(以下「起算日」という。)から2か月以内、または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、育児短時間勤務環境整備奨励金申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 就業規則等(育児短時間勤務について規定されているもの)の写し
- (2) 一般事業主行動計画の写し
- (3) 育児短時間勤務に係る子どもの出生の事実を確認できる書類(母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、子の健康保険証の写し)
- (4) 労働者から提出された育児短時間勤務利用の申出書の写し
- (5) 育児短時間勤務を利用した労働者の勤務実績が確認できる書類(出勤簿またはタイムカードの写し)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第9条 知事は、奨励金の支給または不支給の決定をしたときは、育児短時間勤務環境整備奨励金支給決定通知書(様式第2号)または育児短時間勤務環境整備奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第10条 知事は、前条の支給の決定を行ったときは、速やかに第7条に規定する奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、育児短時間勤務環境整備奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。